

広島県警察本部告示第8号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、警備員指導教育責任者講習及び機械警備業務管理者講習に係る手数料徴収事務を次のとおり委託した。

令和2年5月28日

広島県警察本部長 鈴木 信 弘

委 託 し た 者		委 託 期 間
名 称	所 在 地	
一般社団法人広島県警備業協会	広島市中区千田町一丁目5番2号	令和2年6月1日から 令和3年3月31日まで